

【質問項目】

1. 道路公社等について
2. 道路維持の随意契約について
3. 県有財産の有効活用について

【質問本文】

1. 道路公社等について

■質問（しもづる）

私からは、まず、特別会計からお伺いいたします。

二十七ページです。

こちら公共土木用地取得先行の件で一億九千百万円出てきておりますが、まず一点目は、こちらはどの区間を、全体の用地が当然あるかと思いますが、どの程度まで取得することを見込んでいるのか。

そして二点目は、こちら歳入は事業債のほうで賄うことになっていますが、この償還財源についてお示してください。

□答弁（用地対策室長）

公共土木用地取得先行事業についてでございますが、まず、これは南九州西回り自動車道の関係でございます。これまで国の要請に応じまして県で用地取得等を行って協力してまいったところでございますが、今回は芦北出水道路の県境から出水インターチェンジ間、特にその中でも出水北インターチェンジから出水インターチェンジの間が主になるといわれておりますが、そこで四万平米ほどの用地の取得というのが要請されているところでございます。

財源等についてでございますが、この事業ですが、国で国庫債務負担行為を起こしております。来年度、二十九年度に県が市中銀行から資金を集めまして、それで用地買収すると。それを国が翌三十九年度から四カ年度に間におきましてそれを買い入れると申しませうか、買い戻すと申しませうか、そのような形で歳入が図られるというような事業でございます。

■質問（しもづる）

わかりました。ありがとうございます。

続いて、道路建設課に債務負担行為についてお伺いをいたします。

三十一ページです。

この中の道路公社への債務保証についてなんです。まず一点目は、金融機関からの借入金とありますので、どこからの借入金なのか。市中金融機関なのか、それとも政府系金融機関なのか。

そして二点目は、対象となる借入金の用途、先ほど山田インターのフル化などと説明がありましたけ

れども、何に使うものの借り入れなのかということを示してください。

□答弁（道路建設課長）

まず、どちらの金融機関からということでございますけれども、鹿児島県内に本店を有しております市中銀行のほうから融資を受けたいと考えております。

それから用途につきましては、先ほど申しましたように、山田インターのフルインター化をメインと考えておりますけれども、そのほか、あとETC設置、それから、のり面对策等へも充当する予定でございます。

■質問（しもづる）

単純な疑問として、こちらの道路公社に関しては実質今の償還終わっていて、もともとの。で、毎年大体二十四億円ぐらいの収入を生むわけなんですよね。で、今までの借金返済に回していた分、おおむね十二、三億円以上浮いてくる話になるわけですが、そもそも借り入れの必要ってあるのかなと思うんですが、そこら辺の事情を教えてください。

□答弁（道路建設課長）

有料道路事業を展開するに当たりましては、損失補填引当金というのを必要としております。これはどういうお金かと申しますと、不測の災害とかそれから将来交通量が減ったときの料金収入の減とかそういうのに対しまして保険金みたいな補填金として確保した上で事業を展開しないとけないことになっております。ということで、二十七年度の決算、収支におきましては五十四億円ほどの補填金が積み上がった状態になっておりますけれども、これにつきましては事業費への転用は今のところできない形で事業を展開しておりますので、そういう状況でございますので、事業費の半分を市中銀行から調達いたしまして事業を展開することとしております。

■質問（しもづる）

確認ですが、今、五十四億円ほど積み上がった補填金について事業費への転用はできないというのは、法に係る規制ということで理解していいんですか。何を聞きたいのかということ、法的にできないのか、それともこちらのサイドでそうやっているのかということですか。

□答弁（道路建設課長）

これは、有料道路事業におきましては国の認可を受けながらやっているわけでございますけれども、有料道路事業を行う上では、先ほど申しましたような不測の事態に対して毎年度積み上がった額を確保した上で損失補填金を積み上げることとしており、それを原則事業費に充当することは認められないということでございます。これは、道路整備特別措置法におきまして償還主義を担保するものとして料金徴収期間満了、済みません。暫時休憩をお願いします。

□答弁（道路建設課長）

特別措置法の中に料金徴収期間内に償うものであることといたしまして、国土交通省令で定める損失

補填引当金を充てるために要する費用ということになっておりますので、法の中で明確には書かれておりませんが、そういう積み上げ方をしていると、そういう取り扱いをしながら事業を進めるということが書かれております。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

再度確認なんですけれども、この限度額十一億八千五百万円余りの借り入れについて、先ほど山田のフル化がメインでE T Cの設置ですとかのり面対策にも使うという答弁でしたけれども、大体それぞれどれぐらい充てるという内訳はあるんですか。

□答弁（道路建設課長）

この事業につきましては昨年度から進めておりますけれども、その中で調査をしたりとかそれから用地買収を伴ったりとかさまざま計画どおりにいかない変更要素もございます。現在の予定といたしましては十億円借り入れる予定でございまして、金利を入れましてこういう金額になっておりますけれども、事業費的には二十億円を展開するつもりでございまして、その中で十七億円程度は山田インターのフル化、それからE T C設置に一億円、それからのり面対策に二億円、現在の状況ではこういうようなものを見込んでおります。

2. 道路維持の随意契約について

■質問（しもづる）

わかりました。次に移ります。

道路維持課にお伺いいたします。三十三ページです。

中段にふれあいとゆとりの道づくり事業費四億円余りがありますけれども、たしか観光地等々の道路維持に関してもともと地域振興公社に随契で出しているものがあって、年々それを見直していただいているというふうに理解をしておりますが、こちらの来年度に向けた見直し内容について示してください。

□答弁（道路維持課長）

このふれあいとゆとりの道づくり事業の中で、植栽帯の路傍樹の管理や剪定作業等を行っております。これらの中で地域振興公社への委託につきましては、道路の植栽管理のうちに主要観光地へのアクセス道路となります国道二百二十六号などの路線におきまして特に良好な景観の確保の観点から、専門的資格や知識・経験がある職員を有した公社と契約しているところでございます。二十九年度におきましては、これまで委託をしておりました十路線を八路線に二路線落としまして、予算額としまして九千九百万円余りを予定しているところでございます。

■質問（しもづる）

今、十路線から八路線に見直すということがありましたが、それぞれの金額もわかれば教えていただ

けませんか。今年度の予算と来年度の予算案、地域振興公社に随契で出す対象のところでは。

□答弁（道路維持課長）

二十八年度は十路線ということで、契約金額は八千七百六十六万五千円ほどございました。これの設計金額としましては九千九百八十八万八千円となっております。二十八年度が十路線ということで、二十九年度につきましては二路線減じる形で考えておまして、この二十八年度の設計額よりは下回る見込みでございます。

3. 県有財産の有効活用について

■質問（しもづる）

わかりました。着々と随契の減少、そして民間に委託するところがふえてきていると理解しますので、いいことだと思っております。

最後に、監理課と道路維持課と河川課にお伺いをいたします。

まず、監理課、二十五ページ中段に廃道廃川敷処理費というのがありまして、また、道路維持課には三十三ページの道路管理調整費として廃道敷地調査に要する経費二千五百万円、そして河川課の三十七ページには廃川敷地調査費として八十八万円ほどついております。

そこで、まずお伺いをしたいのが、重要な大事な県有財産でもありますので、積極的に利活用を図るべきと考えますが、一点目は、廃道廃川敷の利活用についての基本的な考え方をお示しいただきたいというのが一点。

そして二点目は、今申し上げました監理課の事業、道路維持課の事業、そして河川課の事業、それぞれ内容について示してください。

□答弁（用地対策室長）

廃道廃川敷の関係でございますが、この利活用の基本的な考え方というのは委員もおっしゃったとおりで、県有財産は貴重なものでございますので、積極的に利活用を図っていききたいというのが当然基本ではございますが、この廃道廃川の場合には特に形が細長いとか非常に形が不整形とかというような問題がありまして、なかなか使い手というのが見つからないようなところもございます。そこで、一般的な形としましては、まず廃道廃川でございますが、そのまま行政財産として存しておく必要がないとか、あと公共目的で使うものがないと。なおかつ、例えば先ほど申し上げたような形でほとんどの場合非常に不整形な土地でございますので、隣接に何か土地を持っていらっしゃる方が御自分の土地と一体的に使っていただかないとなかなか使いづらいというようなものもございますので、そういうような方々で利用の希望があるものを中心に用途廃止しまして、それで用地対策室では河川課、道路維持課等がそういうような考え方で利用も可能だろうというようなものが用途廃止された後、普通財産として受け継いできて、私どもでは最終的な売り渡しの手続をさせていただくというようなことになっております。したがって、監理課で組んでおります予算というのは、最終的な処分等を行うときに土地鑑定ですとか測量とかが改めて必要になると、そういうようなときを想定したものに必要な費用というものは組ませ

いただいているところでございます。

□答弁（道路維持課長）

道路維持課におけます道路管理調整費、予算としまして二千五百二十三万八千円のこのうち廃道敷地調査としましては二千八十八万八千円を計上させていただいているところでございます。廃道敷につきましては、処分する場合に後々の紛争等が起こらないように当該箇所の境界や面積を確定する必要がございます。その作業に測量、図面作成、境界柱の設置を行う費用として現在予算を計上しているところです。基本的な考え方としましては、廃道敷地におきましては市町村への移管、それから道路敷地取得のための交換用地としての利用、それから道路以外への用途への利用転換など、公共用地としての利活用を優先して検討していくということにしております。さらに、将来にわたります利活用が見込めない箇所につきましては、隣接者等の取得希望者への払い下げを検討していくということで考えております。二十九年度につきましては、県内廃道敷地の要望がございます十九カ所の測量設計、図面作成等を行う予定にしております。

□答弁（河川課長）

河川課についての廃道敷につきましては、河川改修で蛇行しているところを直線にしたり、昔の河川のつくり方のところが廃川敷として残っています。優先するのは新しい河川の土地と廃川になる土地を交換するのが最優先にしております。それがなされなかった場合は払い下げという形になっております。平成二十九年度の八十八万二千元につきましては、薩摩川内市の樋脇町の市比野川、これが明治四十年に河川改修を行っているので、その廃川敷ですね。あともう一つが伊佐市菱刈の重富川、これは河川改修によって昭和五十五年の廃川敷が出たところで、一応隣接の土地所有者から売ってくれという相談があったものですから、そういうところを調査費で八十八万二千元上げております。

以上です。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。

どういうところがあるのかなと思って私も調べてみましたところ、きのう情報政策課から紹介があった「鹿児島県オープンデータ」という中に廃道廃川敷のリストがありまして、たしか廃川敷が二十カ所、廃道が三十八カ所載っていたわけなんですけど、確認ですが、これは主立ったものを載せているという理解でいいんですかね。全部の網羅ではなくて、多分面積が大きいものという理解でいいんですかね、それとも全部なんですか。

□答弁（用地対策室長）

今、委員がおっしゃったのは恐らく既に普通財産として築かれてきているものという御理解をしていただければと思っております。

■質問（しもづる）

なぜ伺ったかといいますと、利活用の方法としてどうしても小さいもしくは形がいびつなところが多

いので、隣の方に買ってもらうというのが主になるのは理解するんですが、一方で、ある程度の大きさがあるものについてはこういうものがあるんですよということをより多くの方に知ってもらったほうがそれだったら活用しようかな、何かに使ってみようかな、買ってみようかなというニーズもふえると思うので、情報公開、情報提供のあり方について伺ったところでした。

そこで、最後に改めて確認で伺いたいんですが、特にある程度の大きさがあったりするものについて、こういう廃道敷がありますとかそういう情報提供のあり方、現状のあり方、そして今後の方針について考えを示してください。

□答弁（用地対策室長）

私どもに普通財産で引き継がれてきた後の話でございますが、今、委員がおっしゃったような形で一覧を公開しているというのが一つございます。それと現地の調査、その状況等によりまして、その性格を見まして、これは一般競争入札等でも使っていただける方がいらっしゃるのではないかというようなものがございましたら、財産活用対策室と協議しまして一般競争入札等も検討するというような形で考えておるところでございます。

■質問（しもづる）

ありがとうございます。ぜひ、今後もより積極的にこういうものがあるんですよという周知に努めていただければと思います。

以上です。